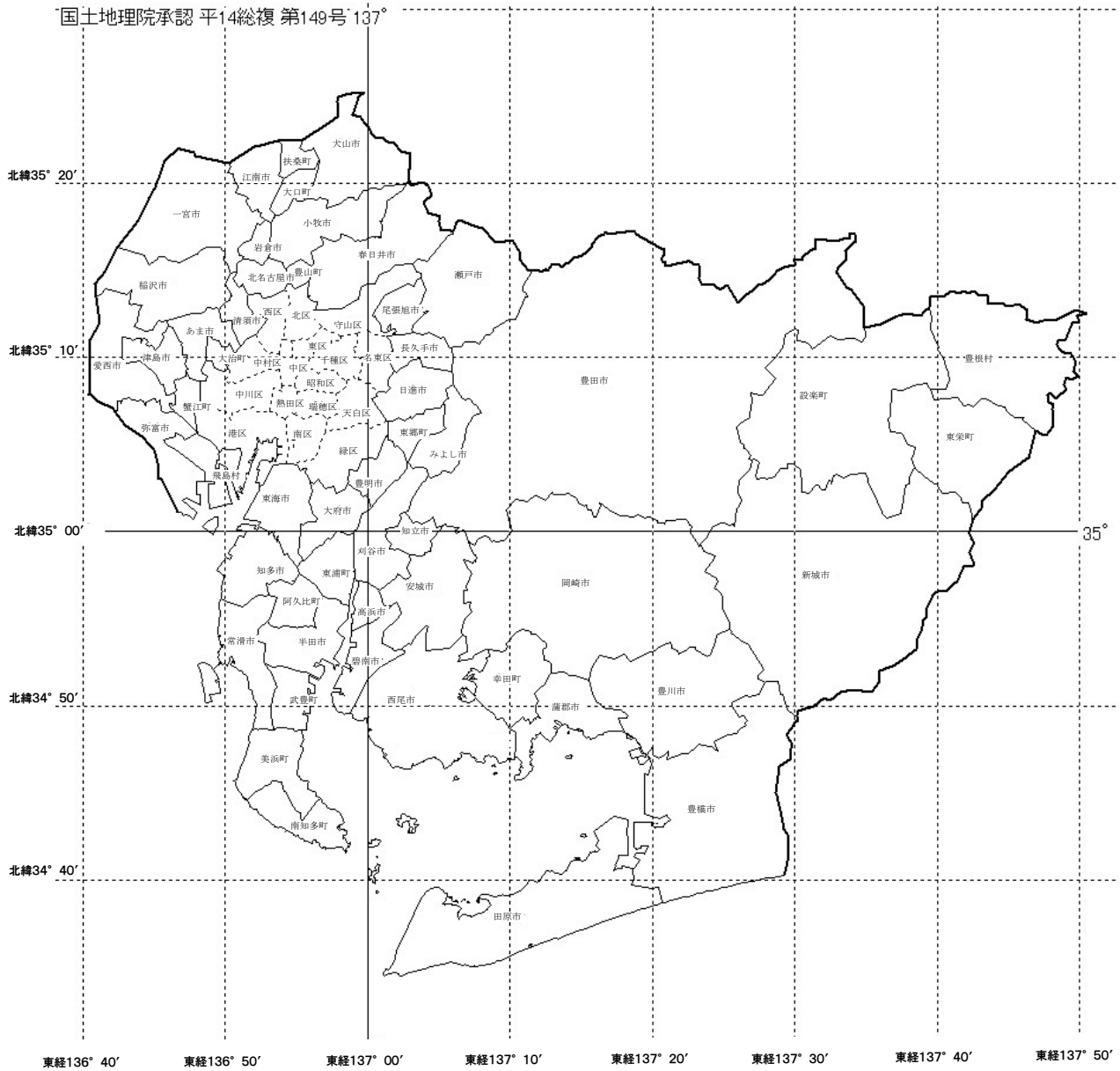


# 参考資料

- 1 愛知県の位置（北緯及び東経）
- 2 愛知県内の垂直積雪量、地表面粗度区分及びV<sub>0</sub>の数値
- 3 バリアフリー法関係資料
  - ・ バリアフリー法の概要
  - ・ 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
  - ・ 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト
- 4 [平成 23 年版]における削除項目及びその理由
- 5 [平成 29 年版]における削除項目及びその理由



# 1 愛知県の位置（北緯及び東経）



## 2 愛知県内の垂直積雪量、地表面粗度区分及びV<sub>0</sub>の数値

### 1 垂直積雪量

積雪荷重を計算するために用いる垂直積雪量は、建築基準法施行令第 86 条第 3 項に基づき、愛知県内では、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、愛知県（前各市を除く県内区域）において、次のとおりそれぞれの特定行政庁規則で定めている。

#### ○建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）抄 （積雪荷重）

**第86条** 積雪荷重は、積雪の単位荷重に屋根の水平投影面積及びその地方における垂直積雪量を乗じて計算しなければならない。

2 略

3 第 1 項に規定する垂直積雪量は、国土交通大臣が定める基準（平12国告1455）に基づいて特定行政庁が規則で定める数値としなければならない。

4 略

#### ○建築基準法施行細則（昭和46年愛知県規則第55号）抄 （垂直積雪量）

**第10条** 令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、次の表の(い)欄に掲げる市町村の区域の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる数値とする。ただし、多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件（平成12年建設省告示第1455号）第二に掲げる式又は同告示第二ただし書に規定する手法により、建築物の敷地の区域を同告示第二本文に規定する市町村の区域又は同告示第二ただし書に規定する当該区域とみなして計算することができる場合にあつては、当該式又は手法により計算した数値とする。

	(い)	(ろ)
(一)	西尾市（平成23年3月31日における旧幡豆郡一色町及び吉良町の区域に限る。）並びに知多郡美浜町	25cm以上
(二)	半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市（平成23年3月31日における西尾市及び旧幡豆郡幡豆町の区域に限る。）、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市（平成17年9月30日における新城市の区域に限る。）、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、岩倉市、豊明市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、愛知郡東郷町、西春日井郡、丹羽郡、海部郡、知多郡のうち阿久比町、東浦町、南知多町及び武豊町並びに額田郡	30cm以上
(三)	瀬戸市、新城市（平成17年9月30日における旧南設楽郡鳳来町の区域に限る。）、尾張旭市、日進市及び長久手市	35cm以上
(四)	北設楽郡東栄町	40cm以上
(五)	北設楽郡豊根村（平成17年11月26日における旧北設楽郡富山村の区域に限る。）	45cm以上
(六)	新城市（平成17年9月30日における旧南設楽郡作手村の区域に限る。）並びに北設楽郡のうち設楽町（同日における北設楽郡設楽町の区域に限る。）及び豊根村（同年11月26日における北設楽郡豊根村の区域に限る。）	55cm以上
(七)	北設楽郡設楽町（平成17年9月30日における旧北設楽郡津具村の区域に限る。）	65cm以上

(cm:センチメートル)

#### ○名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）抄 （垂直積雪量）

**第29条の2** 令第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直積雪量は、30センチメートルとする。ただし、建築主事がやむを得ないと認めた場合には、平成12年建設省告示第1455号により求めた数値とすることができる。

#### ○豊橋市建築基準法施行細則（昭和46年豊橋市規則第35号）抄 （垂直積雪量）

**第12条** 令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、30.0センチメートル以上とする。

#### ○岡崎市建築基準法施行細則（昭和56年岡崎市規則第41号）抄 （垂直積雪量）

**第11条** 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、次の表の(あ)欄に掲げる区域の区分に応じ、同表(い)欄に掲げる数値とする。ただし、多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件（平成12年建設省告示第1455号）第2に掲げる式又は同告示第2ただし書に規定する手法により、建築物の敷地の区域を同告示第2に規定する市町村の区域とみなして計算することができる場合にあつては、当該式又は手法により計算した数値とする。

	(あ)	(い)
(1)	雨山町、淡洲町、井沢町、一色町、石原町、大代町、大高味町、小久田町、鹿勝川町、檜山町、鍛埜町、片寄町、木下町、切山町、毛呂町、桜井寺町、桜形町、下衣文町、千万町町、外山町、滝尻町、鳥川町、富尾町、中伊町、中伊西町、中金町、夏山町、東河原町、細光町、保久町、牧平町、南大須町、宮崎町明見町	40cm 以上
(2)	(1)項(あ)欄に掲げる町以外の区域	30cm 以上

○一宮市建築基準法施行細則（昭和57年一宮市規則第11号）抄

**(垂直積雪量)**

**第9条** 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、30センチメートル以上とする。

○春日井市建築基準法施行細則（昭和58年春日井市規則第20号）抄

**(垂直積雪量)**

**第10条** 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、30センチメートル以上とする。

○豊田市建築基準法施行細則（昭和53年豊田市規則第13号）抄

**(垂直積雪量)**

**第14条** 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、次の表の(あ)欄に掲げる区域の区分に応じ、同表(い)欄に掲げる数値とする。ただし、多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件(平成12年建設省告示第1455号)第2に掲げる式又は同告示第2ただし書に規定する手法により、建築物の敷地の区域を同告示第2本文に規定する市町村の区域又は同告示第2ただし書に規定する当該区域とみなして計算することができる場合にあっては、当該式又は手法により計算した数値とする。

	(あ)	(い)
(1)	石畳町、石飛町、大岩町、折平町、上川口町、上渡合町、木瀬町、北一色町、三箇町、下川口町、白川町、田茂平町、西市野々町、西中山町、迫町、深見町、藤岡飯野町、北曾木町、御作町、安実京町、明川町、足助町、足助白山町、綾渡町、井ノ口町、岩谷町、有洞町、上八木町、漆畑町、大井町、大河原町、大蔵町、大蔵連町、大多賀町、大塚町、国閑町、籠林町、上切山町、上小田町、上佐切町、上脇町、川面町、北小田町、霧山町、国谷町、桑田和町、桑原田町、小町、五反田町、小手沢町、沢ノ堂町、塩ノ沢町、下国谷町、下佐切町、下平町、白倉町、新盛町、菅生町、摺町、千田町、竜岡町、田振町、玉野町、近岡町、葛町、葛沢町、椿立町、栃ノ沢町、栃本町、戸中町、富岡町、中立町、永野町、西檜尾町、怒田沢町、野林町、則定町、冷田町、東大島町、東大見町、東川端町、東渡合町、東中山町、久木町、平沢町、平折町、二夕宮町、細田町、御内町、御蔵町、実栗町、室口町、岩神町、山谷町、山ノ中立町、四ツ松町、連谷町、月原町	35cm 以上
(2)	浅谷町、旭八幡町、明賀町、有間町、伊熊町、池島町、一色町、市平町、牛地町、太田町、大坪町、押井町、小滝野町、小渡町、伯母沢町、加塩町、上切町、上中町、日下部町、小田町、小畑町、榊野町、笹戸町、三分山町、閑羅瀬町、島崎町、下切町、下中町、杉本町、須淵町、惣田町、田津原町、坪崎町、時瀬町、東萩平町、榎本町、万町町、万根町、余平町	40cm 以上
(3)	市場町、岩下町、永太郎町、大ケ蔵連町、大坂町、大平町、大洞町、乙ケ林町、小原町、小原大倉町、小原北町、小原田代町、柏ヶ洞町、鍛冶屋敷町、上仁木町、苅萱町、川下町、喜佐平町、北大野町、北篠平町、樽俣町、雑敷町、沢田町、下仁木町、李町、川見町、千洗町、寺平町、東郷町、百月町、荷掛町、西丹波町、西萩平町、西細田町、日面町、平岩町、平畑町、前洞町、松名町、三ツ久保町、宮代町、築平町、遊屋町	45cm 以上
(4)	阿蔵町、蘭町、宇連野町、大桑町、大沼町、蕪木町、神殿町、黒坂町、小松野町、下山田代町、田折町、高野町、立岩町、田平沢町、栃立町、梨野町、野原町、花沢町、羽布町、東大林町、平瀬町、和合町	50cm 以上
(5)	稲武町、大野瀬町、押山町、小田木町、川手町、黒田町、桑原町、御所貝津町、富永町、中当町、夏焼町、野入町、武節町	55cm 以上
(6)	上記を除く豊田市全域	30cm 以上

## 2 地表面粗度区分

風圧力を計算する際に用いる地表面粗度区分について、平成12年国土交通省告示第1454号第1第2項表中の区分Ⅰ及び区分Ⅳにおいて「特定行政庁が規則で定める」とされている区域は、愛知県内に該当するものはない。したがって、愛知県内においては区分Ⅱに該当しなければ区分Ⅲとなる。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）抄

（風圧力）

第87条 略

2 前項の速度圧は、次の式によって計算しなければならない。

$$q = 0.6E V_0^2$$

この式において、 $q$ 、 $E$ 及び $V_0$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$q$  速度圧（単位 一平方メートルにつきニュートン）

$E$  当該建築物の屋根の高さ及び周辺の地域に存する建築物その他の工作物、樹木その他の風速に影響を与えるものの状況に応じて国土交通大臣が定める方法（平12国告1454）により算出した数値

$V_0$  その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて30メートル毎秒から46メートル毎秒までの範囲内において国土交通大臣が定める風速（平12国告1454）（単位 メートル毎秒）

3・4 略

## 3 $V_0$ の数値

風圧力を計算する際に用いる $V_0$ の数値で、平成12年国土交通省告示第1454号第2表中で定められているものうち、愛知県関連は次のとおりである。

(1)	(2)から(9)までに掲げる地方以外の地方	30
(2)	愛知県のうち 豊橋市 岡崎市（平成17年12月31日における旧額田郡額田町の区域に限る。） 瀬戸市 春日井市 豊川市 豊田市（平成17年3月31日における豊田市の区域に限る。） 小牧市 犬山市 尾張旭市 日進市 長久手市 みよし市 愛知郡 丹羽郡	32
(3)	愛知県のうち 名古屋市 岡崎市（平成17年12月31日における岡崎市の区域に限る。） 一宮市 半田市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲郡市 常滑市 江南市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 高浜市 岩倉市 豊明市 北名古屋市 清須市 田原市 弥富市 愛西市 あま市 西春日井郡 海部郡 知多郡 額田郡	34
(4)～(9)	略	略

### 3 バリアフリー法関係資料

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が、平成18年（2006年）12月20日に施行されました。

- ※「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（旧ハートビル法）」は、バリアフリー法の施行に伴い、平成18年（2006年）12月20日に廃止されています。
- ※特別特定建築物で2,000㎡以上の建築（新築、増築、又は改築）又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準に適合させなければなりません。このことについては、建築基準関係規定とみなします。また、既存の建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するよう努めなければなりません。
- ※特別特定建築物でない特定建築物の建築等（建築、修繕、又は模様替）又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準に適合するよう努めなければなりません。
- ※特定建築物の建築等又は用途変更について、建築物移動等円滑化誘導基準に適合する場合は、所管行政庁の認定を申請することができます。

#### バリアフリー法の特定建築物と特別特定建築物の用途

特定建築物	特別特定建築物
建築物移動等円滑化基準に適合 <b>努力義務</b>	建築物移動等円滑化基準に2,000㎡以上は <b>適合義務</b>
多数の者が利用する建築物	不特定かつ多数の者が利用し又は主として高齢者、障害者等が利用する <b>特定建築物</b>
学校	特別支援学校
病院又は診療所	同左
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	同左
集会場又は公会堂	同左
展示場	同左
卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテル又は旅館	同左
事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
共同住宅、寄宿舎又は下宿	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	同左
体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくは水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、ポーリング場又は遊技場
博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館又は図書館
公衆浴場	同左
飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	同左
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
工場	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	同左
自動車の停留又は駐車のための施設	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
公衆便所	同左（公衆便所にあつては50㎡以上が <b>適合義務</b> ）
共用歩廊	同左

## 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

### ○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※ 1	
階段 (第 12 条)	①手すりを設けているか (踊場を除く)	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) ※ 2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第 13 条)	①手すりを設けているか (勾配 1/12 以下で高さ 16cm 未満の傾斜部分は免除)	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※ 3	
便所 (第 14 条)	①車いす使用者用便房を設けているか (1以上)	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	②水洗器具 (オストメイト対応) を設けた便房を設けているか (1以上)	
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器 (受け口の高さが 35cm 以下のものに限る) その他これらに類する小便器を設けているか (1以上)	
ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	①客室の総数が 50 以上で、車いす使用者用客室を 1 以上設けているか	
	②便所 (同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1) 便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2) 出入口の幅は 80cm 以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか (当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等 (共用の浴室等があれば免除)	—
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は 80cm 以上であるか	
	(4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

- ※ 1 告示で定める以下の場合を除く (告示第 1497 号)
- ・勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・高さ 16cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合
- ※ 2 告示で定める以下の場合を除く (告示第 1497 号)
- ・自動車車庫に設ける場合
  - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※ 3 告示で定める以下の場合を除く (告示第 1497 号)
- ・勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・高さ 16cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合
  - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合



○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (第16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	—
駐車場 (第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか (1以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第20条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (第21条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除) ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

・自動車車庫に設ける場合

・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合

・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合

・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路 (利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
(第18条 第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除)	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか ②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター 及びその乗降 ロビー (第五号)	①かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか ②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③かごの奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか (2)かごの幅は、140cm以上であるか (3)かごは車いすが転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか (2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が 利用しやすい制御装置を設けているか (4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	—
特殊な構造又は 使用形態の エレベーター その他の昇降 機 (第六号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか (2)かごの幅は70cm以上であるか (3)かごの奥行きは120cm以上であるか (4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合) ②エスカレーターの場合 (1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	—
敷地内の 通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか (2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	—
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)  
・自動車車庫に設ける場合

## 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

### ○一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	①出入口(便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※1	
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	⑦休憩設備を適切に設けているか	
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
階段 (第4条)	①幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内まで不算入)	
	②けあげは16cm以下であるか	
	③踏面は30cm以上であるか	
	④両側に手すりを設けているか(踊場を除く)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥段は識別しやすいものか	
	⑦段はつまずきにくいものか	
	⑧点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) ※3	
	⑨主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合(※4)は適用除外	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

○一般基準

施設等	チェック項目	
傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※1	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便所・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか		
(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		
⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー ※3	—	
(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか		
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)  
 ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合  
 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合  
 ・自動車車庫に設ける場合  
 ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1487号)  
 ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか	
	(2) かごの幅は70cm以上であるか	
	(3) かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4) かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	②エスカレーターの場合	—
(1) 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		
便所 (第9条)	①車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 車いす用便房及び出入り口は、幅80cm以上であるか	
	(4) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	
ホテル又は旅館の客室 (第10条)	①車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1) 幅は80cm以上であるか	
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1) 便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2) 出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
(3) 出入口の幅は80cm以上であるか		
(4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (第11条)	①幅は180cm以上であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)		
(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)		
(5)前後の通路と識別しやすいものか		
⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの(※1)は適用除外		
駐車場 (第12条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (第13条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第15条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

※1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第1488号)

○視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備までの主な経路に係る基準) ※1

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第16条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

## 4 [平成 23 年版]における削除項目及びその理由

### ■基準総則

頁	項目		削除の部分	理由
P. 31	敷地の自動車の出入口 1	自動車車庫等の敷地の出入口	全て	愛知県建築基準条例の解説で整理されているため。
P. 33	仮設建築物 1	都市計画法による開発許可に係る住宅展示場の取扱い	全て	都市計画法に関する事項であるため。
P. 35	用途変更	民宿の用途変更	全て	近年の取り扱い事例がないため。
P. 45	床面積の算定 4 (ポーチ)	ポーチ部分の床面積の算定	* (備考的扱い)	[平成 23 年版]P. 58 (床面積の算定 16) で整理されているため。
P. 70	面積、高さ及び階数の算定 (高さ・階数)	RC造等の軒の高さ 片流れ屋根の軒の高さ	全て	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 71	面積、高さ及び階数の算定 (高さ・階数)	建築設備機器等の高さ及び階数の取扱い	(1)	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物及び平成 29 年 3 月 31 日に現に存する建築設備機器等に対しては、改訂前の取扱いを適用する。

### ■防火・避難

頁	項目		削除の部分	理由
P. 85	延焼のおそれのある部分 1	屋外階段等の棟間延焼の中心線の取扱い	全て	「建築物の防火避難規定の解説 2016」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 87	延焼のおそれのある部分 3	建築物相互をつなぐ開放の渡り廊下と建築物の関係	全て	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 91	準耐火建築物 1	準耐火建築物 (イ準耐) 等の屋根に設けるトプライトの取扱い	全て	「建築物の防火避難規定の解説 2016」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 95	窓その他の開口部を有しない居室等	無窓居室の区画の規定の適用	後段「また」以降	「建築物の防火避難規定の解説 2016」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 100	防火区画 3	階段等のたて穴区画の規定の適用	(1) 及び解説	「建築物の防火避難規定の解説 2016」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物に対しては、改訂前の取扱いを適用する。

### ■集団規定

頁	項目		削除の部分	理由
P. 138	用途地域-建築用途の分類 7 (学習塾、華道教室等)	学習塾、華道教室等に該当する用途の建築物	全て	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 142	用途地域-建築用途の分類 11 (文教施設等)	博物館、近隣住民を対象とした公民館、集会所	近隣住宅を対象とした公民館、集会所	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 145	用途地域-建築用途の分類 14 (工場②)	学校の給食センター 歯科技工所	全て	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 145	用途地域-建築用途の分類 14 (工場②)	ビデオのダビング店の取扱い	全て	現在の様態が不明であり、特に事例もないため。
P. 153	用途地域-建築用途の分類 22 (その他)	倉庫業を営む倉庫	全て	「基準総則集団規定の適用事例 2013」(日本建築行政会議編集)で整理されているため。
P. 160	用途地域-準工業地域・工業専用地域内の建築物の用途	学校の運動場	全て	近年の取り扱い事例がないため。

### ■構造規定

頁	項目		削除の部分	理由
P. 185	総則 1 (確認申請における構造関係添付図書)	接合金物を算定式により求めた場合の計算書の添付について	全て	行政庁ごとの現在の取扱いに相違が確認されたため。
P. 186	基礎	一本杭	全て	種々の検討を行った上で認められる場合もあるため。
P. 201	構造計算適合性判定について	構造計算適合性判定を必要とする場合の確認申請書の流れ	全て	様々なケースが想定されるため。
P. 201	構造計算適合性判定について	技術情報 (Q & A 他) について	全て	構造計算適合判定機関を複数委任しているため。

### ■設備規定

頁	項目		削除の部分	理由
				設備規定は字句の変更のみであり、項目の削除はありません。

■参考資料

頁	項目	削除の部分	理由
P. 217～ 219	愛知県道路位置指定基準	全て	愛知県のみでの取扱いであるため。

## 5 [平成 29 年版]における削除項目及びその理由

平成 30 年 4 月 1 日改訂

■基準総則

頁	項目	削除の部分	理由
P. 10	用語の定義 8	スポーツの練習場	「基準総則集団規定の適用事例 2017」（日本建築行政会議編集）で整理されているため。

平成 30 年 12 月 28 日改訂

■基準総則

頁	項目	削除の部分	理由
P. 26	建築確認申請 2	建築確認申請等（手数料）の取扱い	(1) 改めて国土交通省の見解が示されたため。

平成 31 年 4 月 1 日改訂

■防火・避難

頁	項目	削除の部分	理由
P. 104	準耐火建築物 2	準耐火建築物（口準耐 2）における防火構造	(1) 「建築物の防火避難規定の解説 2016」（日本建築行政会議編集）で整理されており、平成 12 年建告第 1359 号第 1 第一号ハに定める基準より厳しい基準（間柱及び下地を不燃材料とすること）を定める理由がないため。
P. 121	物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅	物販店舗における避難階段等の幅の取扱い	(2) 近年の取り扱い事例がないため。なお、平成 31 年 3 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物に対しては、改訂前の取扱いを適用する（「原則」によらないこととすることができる）。

令和 3 年 4 月 1 日改訂

■基準総則

頁	項目	削除の部分	理由
P. 35	敷地の自動車の出入口	全て	「愛知県建築基準条例・同解説」に同内容を記載することとしたため。

■集団規定

頁	項目	削除の部分	理由
P. 163	用途地域—建築用途の分類 22（集客施設）	駐車場を共有する 2 棟以上の集客施設	県内の特定行政庁間で取扱いが異なるため。

令和 6 年 4 月 1 日改訂

■防火・避難

頁	項目	削除の部分	理由
P. 99	延焼のおそれのある部分	高さが著しく異なる建築物相互間における取扱いについて	高さが著しく異なる建築物相互間における延焼のおそれのある部分について、令和 2 年国土交通省告示第 197 号で示されたため。なお、令和 6 年 3 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物に対しては、改訂前の取扱いの適用を可能とする。

■集団規定

頁	項目	削除の部分	理由
P. 135	用途地域 — 第一種低層住居専用地域内の建築物の用途	兼用住宅	(4) 県内の特定行政庁間で取扱いが異なるため。